

=消費生活相談員のための判例紹介=

いわゆる「後出しマルチ」の不法行為事件（FXソフトと占い）

契約締結後に特定利益の説明を行う勧誘手法の事件に対して、勧誘時の信義則上の説明義務違反を認め、契約全体が社会的相当性を欠く違法なものとし、勧誘後に設立された会社及び代表者にも責任を認めた。
大阪地方裁判所 平成26年9月19日判決 平成24年(ワ)第7258号、第10841号

弁護士 江口 文子（大阪弁護士会）

事案の概要

本件は、就職活動中や将来に不安をもつ大学生らを相手とし、その友人や先輩を利用して「社会で成功者になるためには人間力と経済力を身につける必要がある」と告げて、ホテルのロビーに誘い出し、FXソフトの購入契約と占いスクールの受講契約の勧誘をして、合計約100万円の代金を支払わせた事案です。勧誘された原告らはいずれも大学生であり、100万円もの大金など持っていないと被告会社の勧誘員に告げると、勧誘員は、原告らに消費者金融数社から借り入れをさせて、代金を支払わせていました。

しかし、被告会社らが販売していたFXソフトや提供した占いスクールの内容は、いずれも勧誘時に原告らが勧誘員から受けた説明内容には到底見合うものではありませんでした（占いスクールは、講師役の学生がもっている手書きノートを喫茶店で書き写させるだけのものであり、FXソフトに至っては商品自体を受け取っていない者も多かったのです）。

そして、被告会社らは、これら二つの契約を締結させ、代金を支払わせると、原告らにFXソフトや占いスクール受講の契約を原告らの知人にも勧誘するように勧め、勧誘した者が契約締結に至れば、手数料等の名目で一定の金員が支払われる仕組みであると説明し、お金が支払われる仕組みを詳しくメモに書かせていました。原告らは、たくさんの契約を取れば組織内で上位者になり、経済力もつくと言わっていました。実際、原告らの中にはこの言葉を信じ、友人を勧誘してしまった者もいました。

提訴の経緯

本事案は、将来に対する不安を感じる学生の心情を利用し、社会経験の未熟さを巧みに利用して、勧誘するものであること、契約代金が高額で支払えないと訴えても勧誘を止めず、消費者金融等から借り入れをさせて支払わせ、借り入れに際して虚偽の申請を行うように指示するなど、その手法は極めて悪質でした。そして、大学の学生課にも多数の同種の相談が寄せられていることがわかりました。学生課は、消費生活センターの指導を受けながら、この手

口を学生への連絡メールなどを利用し、広く注意喚起しました。私たちは、弁護団を結成し、被害類型を検討することにしました。そして、被害にあった学生の一部を原告とし、連鎖販売取引の要件に該当しないとはいえ、一連の勧誘手法が信義則上の説明義務違反、不実の告知等に該当し違法であること、同種関連会社の法人格否認を判断してもらうべく、訴訟提起することにしました。

当事者

被告らは契約先の法人2社（A社、B社）とその代表取締役や勧誘した販売員らを被告として訴訟提起しました。そして、後日、A社とB社の実質的経営者が判明したため、この者2名に対して不法行為による損害賠償請求訴訟を追加提訴しました（被告はこの実質的経営者を含めて総勢8名）。

請求内容

1 被告らに対して主位的請求として共同不法行為を理由とする損害賠償請求を主張しました。その違法要素を構成する事実としては聞き取りの結果様々なものを摘示することができましたが、主として適合性原則違反（投資の知識も経験もない学生らにFXソフトを勧誘した点）と、勧誘における契約内容の説明義務違反と不実（投資リスクの説明内容が不十分、かつ占いスクールの実態が事実と乖離していること等）の告知を指摘し、本件契約全体が社会的相当性を逸脱した違法なものであると主張しました。

そして、法人A社とB社は実質的な経営者の指示に基づいて設立された会社であり、実質的には同一であること（法人格否認）、被告らが組織的にこれらの違法な販売行為をしていたことから、被告らが一体として共同で責任を負うべきであると主張しました。

2 次に予備的請求として、各契約の勧誘・契約締結行為について、訪問販売（契約の申し込み・締結場所はホテルのロビーでした）及び業務提供誘引販売（占いスクールを受講すれば被告ら主催の占いセミナーの仕事を紹介してもらえる等の勧誘がされていました）に該当すると主張し、各ク

ーリング・オフによる不当利得返還請求の主張をしました。

連鎖販売取引の主張は、本件では、特定負担に関する意思表示が特定利益の誘引を受ける前に行われており、販売システムの説明も契約締結後に行われていたことから「特定利益を收受し得ることをもって誘引」するという要件に該当しないと判断し、主張を断念しましたが、弁護団の名称は「学生マルチ弁護団」としました。

事実及び訴訟の経過

1 被告は8名でしたが、実質的経営者らを含む4名は証拠調べ前に請求内容を認めました（認諾）。A社とその代表取締役は破産申立をしました。法人Bと共同代表取締役Y2は出頭せず、請求内容を認める判決（認容判決）が出ました。その結果、B社の共同代表取締役Y1との間の訴訟のみ残り、尋問を経て本件判決となりました。

2 判決の内容

Y1に対する判決内容は、原告らの主張の請求を全て認めるものでした。弁護士費用も含めてすべて認められました。過失相殺等の減額もされませんでした。本判決の中の二つの主な争点についての判決内容をご紹介します。

[争点1] 本件契約は、全体として社会的相当性を欠き違法であるといえるか。

(1) FXソフト販売契約と占い受講契約

A社やB社が提供した占いスクールの受講内容は、講師役の大学生等が持っているノートを原告らが写したり、読み上げたり、簡単な説明を加えるなどであり、受講終了後個人として鑑定をおこなうことができる程度のものとは解しがたいと判断されています。また、FXソフトの契約は、そもそも商品の提供を受けていない原告もおり、現実に利用可能であった者は原告らのうちに一人もいませんでした。本判決は、これらの契約の内容は被告らが勧誘時に行った説明に見合う実態がないというだけでなく、「これらの勧誘者もかつて同様の契約を締結した者、あるいは、同様の契約を締結させた者であるから、原告らが契約を締結したとしても、その内容に伴うような役務の提供や商品の提供を行うことができないことを知りつつ、本件契約を締結させるに至ったものと解ざるを得ない」と判断しています。

(2) 本件契約の違法性

そして、本判決は「A社またはB社の従業員らは、占いスクールやFXソフトの実態がなく、占いスクール契約やFX購入契約を締結することにより、人間力や経済力が得られるという原告らの目的が達成されるようなものではないことを

知りつつ、これを告げず、これが得られるかのように装って原告らを勧誘したものであるから、信義則上の説明義務に違反し、契約内容又は本件契約に関する事項であって、契約を締結するか否かに関する判断に影響するべき情報について必要な説明や情報提供をしなかったとし、契約内容の重要な事項について事実と異なることを告げて契約を締結させたものと認めることができる。

よって、原告らとA社又はB社との本件契約は、全体として社会的相当性を欠く違法なものであると認めることができます」としています。

[争点2] A社とB社の法人格否認は認められるか。

この点については、裁判所は、人的構成（実質的な経営権が同一であり、人的な結びつきも極めて強い）、設立目的（投資情報の業務及び占いスクールの運営等）、業態システムの同一性（契約書面は全く同一、勧誘に用いられた「人間力」「経済力」

「人脈」「環境」等の勧誘文言、紹介者が会社の勧誘者に会わせること、支払いは金融機関や消費者金融から借り入れさせること等）、提供した商品や役務の同一性等の事実を指摘し、「B社はA社において活動を継続した場合の損害賠償責任等の追及の危険を分散させるために、別会社を作った形にしたに過ぎず、法人格を濫用したものであり、実質的に同一であると認めることができる」と判断しています。

被告会社Bの代表取締役Y1の責任について

被告Y1は、直接的に勧誘を担当していませんでしたが、実質的経営者とほぼ毎日会い、その手伝いをして、A社やB社の売り上げ管理、顧客リスト作成等書類作成を行い、十分情報に接し、補助していましたことから、契約締結行為が違法であることを知りつつ協力し、販売員をして違法な勧誘・契約締結を行わせたものであり、客観的関連共同が認められ、共同不法行為責任を負うと判断されました。

本判決の意義

本事案は、A社もB社も連鎖販売取引規制の適用を免れるべく勧誘をしていました。本判決は、勧誘の実態に踏み込み、勧誘方法の違法性を認めた点に意義があると思います。本判決が取り上げた違法要素（説明義務違反、不実の告知）は、同種の他の事案でも活用しやすいと思います。

しかしながら、消費相談現場等では、このような案件を連鎖販売取引として対応できることは大変悩ましいと言わざるを得ませんので、特定商取引法の改正議論では非検討していただきたいところです。